

あいち
愛知
はたら
働くもののいのちと
けんこう
健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
TEL・FAX 052-883-6966 mail inoken-aichi@roren.net
URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

労働安全衛生問題は、労働運動の大きな柱 — 社会的連帯を重視 —

愛知センター第16期総会を開催

8月26日(土)午後1時30分から、第16期愛知健康センター総会が労働会館本館で開かれ、57名が参加しました。

進行担当は土井照雄さん。冒頭、医師・田淵哲雄理事長代行が挨拶をしました。

記念講演は、名古屋大学・宮尾克教授が、「働くもののいのちと健康の今日的課題」をテーマに、パワーポイントを使い丁寧に話されました。

講演の後、名古屋過労死家族の会会員が、永縄知子さんの司会で訴えをされました。

発言されたのは、いずれも現在裁判などでたたかっている、ドラッグスギヤマ損害賠償・杉山正章さん、刈谷市職員公務災害認定審査請求(審査会段階)・倉田利奈さん、トヨタ自動車・内野博子さん、ボーダフォン・小出典子さん、そして、息子さんの過労死認定を求める提訴を考えてみえる向田孝子さんでした。センターでは、過労死家族の会の運動を全面的に支援しています。今後、機関誌で、口頭陳述の内容、裁判日程をお知らせしますので会員の皆様のご支援をお願い致します。

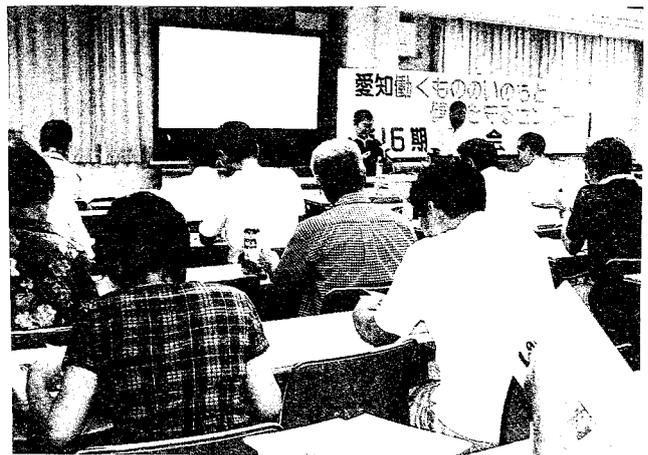
続いての質疑討論では、希求座、医労連、公害患者の会、団体生命保険裁判の代表から発言がありました。

希求座・小林さんは、「過労死を取り上げた劇・あの子が死んだ朝の上演を、名古屋に続き大阪での11月上演が決まり多くの人に観ていただきたい。」と上演成功への協力を訴えました。

医労連・西尾さんは、医療現場の労働者の長時間過密な勤務による患者さん看護へのしわ寄せが深刻な状況といのちと健康をまもる運動についての取り組みについて話しました。

公害患者の会・田中さんは、「和解から5年経過したが、大気汚染の広がりにより、ぜんそく児童が増加している状況が名古屋市教育委員会の統計が示している。自動車排気ガス対策が重要。」と訴えました。また、団体生命保険裁判原告・近藤弘子さんは10年に及ぶ裁判支援のお礼と最高裁判決の不当性を訴えました。

新役員、申し合わせ事項の一部改正も含め全ての提案が採決され、16期総会は終了しました。閉会后開かれた懇親会は、8名の参加でした。



コールセンター・派遣労働者など事態は深刻 「働くもののいのちと健康の今日的課題」

名古屋大学教授 宮尾 克

パソコン作業の増大が働く人を蝕んでいる。目の疲れ・痛みを訴える人は70%、首や肩がこる・痛いという人も多い。とりわけ単純入力型の作業は疲れやすい。

健康のためには、一定の休憩時間を取るとともに、椅子・机の高さ、作業スペース、照明・換気などの適正な配慮が必要である。また、不慣れな人へのサポート、悩みに応えられる体制作りが求められる。

コールセンター労働者は、他の産業の労働者に比べストレスやメンタルヘルス上の問題を抱える傾向が強い。

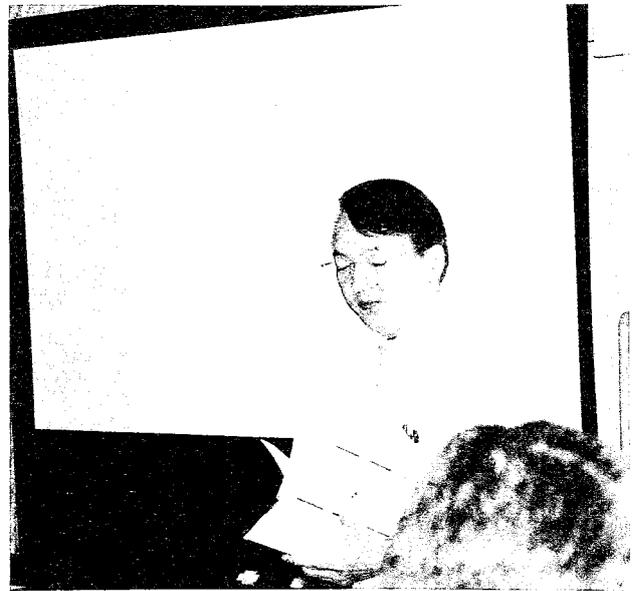
電話対応の際、台本に厳密に従うよう義務づけられており、逸脱は許されない。仕事の量は多く、また管理者によって常に監視されていて息抜きができない。

「丁寧な対応をせよ」と「手早くやれ」という相矛盾する課題を要求される苦しみは救いが無い。

これらを和らげるには、台本の廃止、労働者の自立性を高め仕事への満足感を得るようなチーム形成が必要である。

長時間労働も見直されなければならない。睡眠時間が5～6時間以下の労働者は睡眠不足を慢性化させ、その結果、脳・心臓疾患の罹患率や死亡率を高めることになる。

メンタルヘルスには企業も責任がある。過労自殺に対して最高裁は、「使用者は、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して、労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う。」と判決で述べている。



また、企業の儲けの手段として、近年、派遣労働者が増えて240万人に達している。

派遣労働者は、人間扱いされない例が多々ある。研修や資格なしでの作業の強要、能力以上の仕事の要求、超長時間労働など心身を病み過労死する例も珍しくない。

規制緩和のもと、守るべき法律も冷たい。ホワイトカラーもまた、無制限残業など労働基本権の大事な部分を奪われようとしている。

325万人の身体障害者は、劣悪な労働条件で労働を強いられている。

200万人の外国人労働者もその多くが無権利・低賃金にあえいでいる。

一方、トヨタをはじめ有名企業の不祥事、岐阜県・大阪市などの自治体のモラル・ハザードとも言うべき事態も看過できない。

働く人たちへの災害予防と救済体制の強化が求められている。

(文責：大家信義)

メンタルヘルスチェックの取組みが報告される

愛知センター—第1回理事会報告

9月7日、17名の理事が集まって、第1回理事会が開かれました。リーダーシップのある理事会を作ろうとの呼びかけに応じて、いくつかの新しい動きがみられました。

名勤生協からは4ページ、福祉保育労からは2ページのメモが事前に事務局に送られて来ました。みなみ医療生協からは欠席の通知とともに健康学校についての意見がメールで送られてきました。

先日3ヶ月ぶりに東京で開かれた全国センターの理事会で、A4版の資料が120ページほどつけられていました。これを短い間に説明するのですが、面白いデータがたくさんあったので、理事会にもその一部を増刷して渡しました。

報告時間を少し削って、運動のやり方についての論議に時間を取りたいと考えています。各理事からの職場報告では、メンタルヘルス疾患の増加と、この対策のための取組みの報告が印象的でした。名勤生協ではJMIによる調査が、名古屋市職や名高教組では中央災害防止協会のメンタル調査が取組みられ、一人一人にその結果が知らされると共に、職場ごとに問題を分析して、対策を考える取組みが始まったことが紹介されました。労組だけでなく、管理職もそうした取組みに、お金をかけてでもやらなければならないと思う現実がさま

っているようです。

こうした調査を系統的に毎年取り組んで続けることによって、急増するうつ病患者を減らすことができると思いました。

埼玉県川越市の教職員組合では、メンタル疾患の背景を探る中で、教育委員会を巻き込んで現場の実態を調査し、その原因を迫る取組みが始まっているという報告もあります。こうした運動の発展を期待したいと考えます。

メンタルヘルス問題については、問題意識を持つ組合も多くなったので、組合の枠を越えた研究グループの必要も指摘されました。

◆全国センター第3回理事会から

- (1) 厚生労働省は石綿の輸入製造、販売を全面的に禁止する通達を出しました。
- (2) 胸部レントゲン検査はX線のばく露が問題であるとかねてから指摘されていましたが、厚生労働省は、40歳以上を対象にするように通達を出しました。
- (3) 精神疾患の労災認定に関して、最近全国の裁判所で、従来の認定基準を超えて労災と認める判決が続いています。これを受けて、厚労省は認定基準の改訂作業を始めているようです。

(文責 宮崎脩一)

「過労死をなくすために何ができるのか」 を考える集いの成功のために

日 時：10月6日(金) 18:30～

場 所：労働会館 本館2階

第一部：パネルディスカッション

第二部：参加者からの自由討論

全国労働衛生週間が10月1日～7日まで行われ、本年度は「疲れていませんか 心とからだ みんなでつくろう健康職場」をテーマに取り組みられます。この衛生週間を労働者ひとり一人が自覚的に迎えられるように願いその一環として「過労死を

防ぐために何ができるのか」を考える集いを開きます。集会では、過重労働をなくして健康で人間らしく生き働くために各分野で奮闘している方々を迎えてディスカッションを行う予定です。ぜひ皆様のご参加をお願いします。

全国一斉アスベスト110番・10月7日(土)

時間：午前10時～午後4時まで
場所：センター事務所

電話：052-883-6966
052-883-6983

最近、マスコミはアスベスト問題を取りあげなくなり、アスベスト新法で問題が解決したかのような幻想が振りまかれています。ところが実際は多様なアスベスト被害の実態があるにもかかわらず、極一部の症状のみを保険の対象としているだけで、多くの被害者が救済されないままになっています。愛知県でも、認定請求数は93件ですが、認定されたのはわずかに28件だけです。

一部の組合では、全職員にアスベストの胸部レントゲン診断を行い、有所見の人には二次検診をおこなうとか、退職者にも、健康不安のある人には受診させる措置がとられたところもあります。しかしながら、多くの方はほったらかしにされています。

また、公共施設の中で、アスベストが使われている部分の撤去ははかどっているとは言えません。まして、民間企業や家庭で

アスベストを含む部分の撤去や被覆工事は費用が高く手がつけられていません。

アスベストは暴露を受けて発病するまでに10年～30年もかかる危険な災害です。また、水俣病と同じく、複合的な症状が予想される公害です。これから、患者はどんどん増えて、今の政府の対策では追いつかないようになることは目に見えています。110番に寄せられる国民の声をもとに、各地でアスベスト対策協議会がもたれ、被害者救済や企業と国の責任をアスベスト裁判で追求する動きも始まりました。

全国的取組みとして第2回アスベスト電話相談110番が行われます。是非、ご参加ください。また、じん肺キャラバンが、9月16日午後～17日午前に、愛知県にやってきます。ご支援下さい。

健康で安全に働く〇〇講座の出前に応じます

労組でも、会社でも、地域でも、安全衛生委員会でも

愛知健康センターは8月の総会で「出前講座」を広く展開する方針を意思統一しました。春と秋の労働会館における「健康学校」もいっそう発展させます。それとともに、より労働者に近いところで、それぞれの産業・職種・地域などの特色に見合った講座を数多く開催することが、健康で安全に働く働き方や環境づくりに有効ということです。

これまでも、JR貨物運転の熱中症問題、病院職場でのメンタルヘルス対策など、愛知健康センターから、職場に出向いて講座を行ってきました。どれも好評でした。

一宮地方の「職場のメンタルヘルス対策」講座も予想を超える50人の参加がありました。

このような職場・地域・会社・安全衛生委員会など、様々な単位で、様々なテーマで講座を全県下を対象に進めていくことにより、労働者がこれまで触れることの無かった学習が、安全・健康に関する要求運動が大きく広がることでしょう。

テーマによっては学者などの専門家を紹介することもできます。どうかすすんで「出前講座一丁頼む」と、連絡をいただきたいと思えます。

＜出前講座の問い合わせ＞
愛知健康センター
TEL:052-883-6966

中部電力
過労自殺事件
控訴審

パワハラ中電を裁く裁判の

名古屋高裁審理始まる!!

中部電力Fさんの過労自殺労災認定を求める訴訟では、5月17日、勝利判決を勝ち取りました。

しかし、不当にも国・南労基署は、5月末、判決を不服として名古屋高裁へ控訴しました。

8月21日、この控訴審第1回法廷が、名古屋高裁で開かれました。名古屋地裁法廷と同様に、「国側の不当な控訴を許さない!」という思いの支援者で、控訴審法廷もほぼ満席となりました。

Fさんは中電火力センターに勤務していました。仕事は、火力発電所の大きい修繕工事の設計・予算・工事発注などです。

一連の仕事のなかで一番緊張するのは新年度工事予算を立てて課長の承認を得ることでした。

Fさんは、主任に昇格し責任も大きくなり、このなれない業務に日々追われていました。

上長は当然新しい業務に関して助言指導を行う立場にあります。OJT（オンザ・ジョブ・トレーニング）は部下養成の定石として中電では定着していました。

ところが彼の場合は、上司とのめぐり合わせにも問題がありました。

職制は課長→副長→担当副長→主任→担当となっています。

しかし、本来すべての指導責任を負わされている副長が課長の専横に押されて職務を遂行できなくなる事態が生じました。その結果、課長が直接Fさんの仕事をこと細かくチェックするようになったという構図

ができました。

中電では20数年に及ぶ人権裁判が闘われ、勝利した直後の頃でした。

中電は、長年にわたって経営基本方針の柱に「左翼勢力の排除」をすえ、労働組合を傘下に取り込み、労務支配の道具に変えてきました。

職制に登用される第1の条件は「反共」であるということです。このような状況の中で、人権感覚を失った人たちが年功序列的に職制に登用されました。

Fさんを執拗にパワハラし、その結果自殺に追いやったという問題の川島課長も労務管理型の管理職で、上のほうには結構受けがよかったかも知れません。

Fさんを鍛えると称してパワハラをあたり前と思う人間になっていたことが大きな問題です。

最近も集金労働者に対する上司のパワハラによって何人もの労働者がうつ病・退職に追い遣られたことが明らかになっています。

課長が指導と称して「結婚指輪をはずせ!」などとFさんに命令していることに対し、トップのチェックが入らない「職場支配の構造」に問題があると思っています。

名古屋高裁でのトヨタ過労自殺判決に次いで、労働者全般にかかわる大きな勝利を現実のものにするためにこの闘いに注目してください。法廷傍聴よろしくお願ひします。

(文責 近森泰彦)

〈中部電力控訴審次回法廷〉

日時：11月29日(水)11時

場所：名古屋高裁10階法廷



心臓機能障害者の働き方に配慮を！

労災認定にご支援をお願いします

原告 小池 友子

2000年12月24日、主人は自宅で倒れ亡くなりました。37歳でした。その時、私の頭をよぎったのは「労災」という言葉でした。

主人は、同年11月10日マツヤデンキに転職したばかりでした。

「心房細動により家庭内での日常生活活動が著しく制限される心臓機能障害」として、3級の身体障害者手帳を持っており、ハローワークの障害者のための職業紹介を通して、マツヤデンキに就職しました。

会社での様子を、「長時間の立ち仕事で休憩時間が少ない、職場では偏見がある、ノルマがある。」と話していました。

また、「店長とは体調について話したことがない、1ヶ月ほどすると足がむくんで立ってられず、店の隅で座っている」と話していました。(同僚は「しんどそうにしていた。」と証言しています。)

私は労災申請をしましたが、監督署も労働保険審査官も障害者であることを配慮せず普通の労働者を基準にして認定しませんでした。

2005年10月、名古屋地裁に監督署長を相手に、労災認定を求めて提訴しました。

求職中には面接時に「心臓の悪い人には無理。」と断られたり、障害者就職面接会

でも面接官に「他にいい所があるのではないですか?」と言われていました。

自宅でも求人広告を探しては電話をかけましたが、障害があることを告げるとその場で断られました。

障害者は就職するまでに体調や職種の制限以外にもさまざまな困難があり、また、就職してからも企業側の十分な配慮がないのです。

私はこれまでに障害のある方にお話を聞く機会がありましたが、これは主人に限ったことではありませんでした。

障害者雇用が進められている昨今、命の安全はどこで保障されるのでしょうか。

いつ、誰が、どこで災害に遭うかわからない世の中です。

ぜひ身近な問題と受け止めて頂き、すべての人が生活しやすく、働きやすい社会にする為にご支援いただければと思います。

<小池裁判法廷>

日時：10月18日(水)11時

場所：名古屋地裁1103法廷

◆被災者・小池勝則さんの訴訟に至るまで経過

- 1997(H9)年11月 心臓機能障害者として身体障害者手帳(3級)の交付を受ける
- 1998(H10)年4月 障害者職業能力開発校に入校
- 1999(H11)年3月 同校卒業
- 2000(H12)年11月 マツヤデンキに入社(身体障害者枠)、豊川店配属(2階ゲームソフト販売)
12月中 配置換え(3階パソコン販売)。
その上、営業時間が21時まで1時間延長される
- 12月24日午後11時頃 自宅にて過労による心臓性突然死
- 2001(H13)年11月8日 豊橋労基署へ労災認定申請(H14年9月13日業務外決定)
- 2002(H14)年11月13日 審査請求(H15年7月31日審査請求棄却)
9月26日 再審査請求(H17年4月22日再審査請求棄却)
- 2005(H17)年10月26日 労災認定を求め名古屋地裁へ提訴

ドラッグスギヤマ
損害賠償請求
杉山過労死事件

提訴後、有利に法廷審理を展開

「週刊金曜日」に記事掲載

2005年2月、ドラッグ・スギヤマを相手に損害賠償を求めて名古屋地裁に提訴してから1年7ヶ月たちました。この間、原告杉山さんご夫妻の懸命な努力と弁護団の鋭い追及があいまって法廷審理が有利に進められてきました。会社側代理人の発言には傍聴者から失笑が漏れるようなことが何回もありました。例えば裁判所に提出を求められている故・貴紀さんの勤務状態を、全て「作文」していることが推測できるなどです。長時間労働をごまかすための必死の努力でしょうか、勤務表をコピーすれば即提出できるのにまだ「執筆」中とはあまりにも裁判を冒瀆しているといえないでしょうか。このためにずいぶん裁判が引き伸ばされています。

「週刊金曜日」(8月4日号)に、スギヤマ裁判を取り上げて「薬剤師が過労死するドラッグストアの内情」という記事が掲載されました。目下、ドラッグ各社はシェア一争いのために新規店舗の開店にしのぎを

削っています。ここで問題になるのが薬剤師の決定的な不足です。保健所の調査によれば一般販売業の薬剤師不足は約20%に及んでいます。薬剤師のいない店で『高い薬』を押しつけられ病気になることが現実的な問題になっています。この「週刊金曜日」の記事は、よく取材された優れた内容です。是非お読みください。

8月のお盆に、貴紀さんの墓参りに行ってきました。ご両親は貴紀さんの冥福と裁判の勝利を願って一日も欠かさずにお墓参りをつづけています。私にはとても真似のできないことだと思いました。

(文責 近森泰彦)

<杉山裁判次回法廷>

日時：10月11日(水)16時

場所：名古屋地裁1103法廷

「週刊金曜日(8月4日号)」に掲載された記事の一部

「死ぬかもしれない」
貴紀さんが北陸大学薬学部を卒業し、薬剤師として(株)スギヤマ薬品(本社・名古屋)に入社したのは二〇〇〇年四月である。(株)スギヤマ薬品はドラッグストアや調剤薬局など愛知・岐阜・三重県内に一〇五店舗を持つ会社である。男性薬剤師のほとんどが医薬品メーカーに就職するなかで、貴紀さんがドラッグストアを選んだのは「接客の仕事がしたい」という希望があったからだ。父



杉山貴紀さん(当時二四歳)の遺体の足には、潰れたまめが痛々しく残されていた。「新品の靴が一週間だけ履けるんだ」と母親のふじ江さん(五八歳)に訴えていた過酷な労働の痕跡だった。社会人になってわずか一年二月、七〇キログラムの体重は一〇キログラムも減り、遺体はひと回り小さくなっていった。

セルフレイケーション(健康の自己管理)の広がり、商店街だけでなく、郊外にまで出店ラッシュが続くドラッグストア。だが、利便性に隠れて、その職場環境は意外に知られていない。ひとりの薬剤師の過労死から垣間見えるドラッグストアの実態を報告する。

薬事法も労基法もないがしろ 薬剤師が過労死する ドラッグストアの内情

平舘英三



親の正章さん(六五歳)が、静岡県藤枝市で医薬品販売会社を経営していることも、薬の仕事を選ぶきっかけになったようだ。

貴紀さんが配属された店は、愛知県豊田市内にあるドラッグスギヤマ永覚店だった。店長からは「新人と杉山貴紀さんの名前、仕事がつくるまで、売上げがなければ薬剤師を二人に増やしてもいい」と貴紀さんに相談していた。(写真撮影:筆者)

開店時間は午前二時から午後時まで。勤務はローテーションがまれ、豆番(午前二時から午後二時)、運番(午後二時から閉店まで)、閉店から閉店までの「通し」交代勤務になっていた。

薬事法では、薬局や薬店が開店しているときは薬剤師が常駐していなければならない(注)。そして、業所ごとに管理薬剤師が必要となる。貴紀さんも、管理薬剤師としての責任ある立場だった。

だが、業務は薬の仕事だけではなく、日用品の品出し、在庫管理や発注などの業務もこなさなければならない。他店の商品陳列を勉強し、自らPOPを作製して示した。上司からは「新人なのにここまでできるのはすごい」と評価

ボーダフォン
小出過労自殺
損害賠償裁判

9月15日(金)11時、名地裁大法廷で結審 年内にも判決か！

ボーダフォンに勤めていた小出 堯さんの過労自殺についての損害賠償請求裁判は、9月15日に結審を迎えます。

現在署名は14,500筆に到達しています。目標の15,000筆まで後、500筆です。裁判の傍聴と署名のご協力をよろしくお願い致します。

支援する会は、8月3日三の丸官庁街で、8月31日裁判所前で、9月12日名古屋駅前・ボーダフォン名古屋支社前で、精力的に宣伝行動をしました。15名～23名の支援者が駆けつけ、一緒にビラまきました。

竹内平弁護士は宣伝カーの上に乗って、力強く演説をしてくれました。

支援する会会長・渡辺三千夫さん、愛知争議団・黒島英和さん、愛知センター・宮崎、そして原告がマイクで訴えました。

会社側は、堯さんの自殺の原因を家族と本人の責任に転嫁していること、安全配慮

義務や労働安全衛生に関する使用者の責任を十分はたしていないこと、身体障害者に対する配慮がないこと、かけがえのない労働者のいのちと健康を軽視していること、そしてボーダフォン労働組合が労働者を守るための闘いを放棄していることなどを訴えました。

9月1日に開かれた事務局会議では、9月15日に行われる原告最終陳述について検討しました。陳述内容は、妻・典子さん、娘・一七子さんそして息子・孝典さんが、それぞれ違った観点から会社の言い分を論破し、裁判所に公正な裁きを要求する感動的な内容となっています。

感心するのは、署名でも新聞づくりでも公判の準備でも、あらゆる点において家族が団結し一丸となって積極的に活動していることです。その姿が、支援者を大きく励ましています。(文責 宮崎脩一)

刈谷市職員
倉田康弘さん
過労死事件

刈谷市役所前で、ビラ配布 支部審査会口頭意見陳述は、12月以降か？

8月29日(火)午前7時50分から、支援者15名が集まり、刈谷市役所前で、倉田康弘さんの公務災害認定支援を求めるビラを配付しました。

刈谷市役所前でのビラ配付は今回で2回目。刈谷市本庁舎への出入り口は、四カ所。15名を四つの班に分け、約400枚のビラを配りました。

ビラの受取りは極めてよく、大部分の職員が快くビラを受け取ってくれました。

倉田康弘さんの公務災害認定を求める運動では、弁護団が、審査会に対し、精力的

に準備書面を提出しています。

争点整理も終了し、いよいよ基金支部審査会を開催して、口頭意見陳述を行う段階になりました。

最近、審査会事務局担当者の交替がありました。ひとは、公務災害申請を行ったときの担当者だったことに驚きましたが、事情はよく知っている人なので期待したいと思います。審査会の口頭意見陳述の日程は12月～年明け1月になる予定です。

今後ともご支援をお願い致します。

(文責：今枝正昭)

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

第7回口頭弁論開かれる

弁護団、申送り帳の分析結果を陳述

支援する会事務局 高橋 久子

■法廷の外にあふれる支援者、署名1695筆を提出

8月30日(水)10時から、名古屋地裁1103法廷でトヨタ自動車・内野さんの労災認定を求める訴訟第7回口頭弁論が開かれました。裁判所前には30分前から続々と支援者が集まり、今回の口頭陳述の内容を弁護団から説明を受けました。

開廷に先立ち、全国から送られてきた内野健一さんの労災認定要請署名1,695筆を名古屋地裁へ提出しました。2005年9月に署名を訴えてから提出された署名は累計で10,492筆となり、1万筆を超えました。

今回も傍聴席は満席で、法廷に入廷できない方も10名みえました。途中で傍聴を交替したりしました。

■二つの準備書面の口頭弁論

①トヨタ生産方式と「労働時間とされない」労働について(準備書面13)

内野健一さんが担っていた業務は、本務以外にたくさん仕事を抱えていました。「創意工夫提案活動」、「QC(品質管理)活動」、「EX会(通称エキスパート、いわゆる班長会)」などです。原告・弁護団は、一部を除いて、健一さんの業務の実態から「これらは健一さんの業務」と強く主張していました。しかし、被告・豊田労基署(国)は、「これらはいずれも自主活動であって業務ではない」と主張し、争っていました。今回は、国側の業務ではないという主張に対して、準備書面を提出し、これら三つの任務が、いずれも被災者・健一さんにとっては業務であったことを反論しました。(準備書面13)つまり健一さんが行っていた各種業務の成果は、全てトヨタ自動車の業

務に繋がっており、トヨタの利益となっています。各種業務の実態は、全従業員が参加していること、成績査定の対象となっていることなど、明らかに業務であることを主張しました。

②申送り帳記載について

内野健一さんは、トヨタ自動車堤工場内で、上司の隣で申送り帳の記入中に倒れました。この「申送り帳」の筆跡分析を、事務局員・高橋さんを中心に行いました。

内野健一さんは「白直」に属していました。反対番は「黄直」といいますが、この黄直との申送り帳の記載件数を比較・分析しました。この「申送り帳」には、直番のラインからでた不具合車の状態・その対応方法などが記されています。申送り帳の筆跡分析の結果、内野健一さん所属の白直の申送り帳の記載は、圧倒的に被災者・健一さんによる記載が多く、ほとんど一人で多数発生した不具合の対応に奔走していたことが分かりました。ところが、反対番の黄直の記載は、主に二人が交替で記入しており、二人以外にも記載者がいたことが判明。つまり、健一さんが所属の白直の記載は、ほとんど健一さん一人が行っていたと言っても過言ではありません。しかも申送り帳の記載件数は数が多く、記載内容も懇切丁寧なもので、その記載にも時間要します。その上、業務終了後に申送り帳に記載するため、その業務は過重であったことを陳述しました(準備書面14)。

<内野裁判次回法廷>

日時：10月27日(金)10時

場所：名古屋地裁1103法廷

傍聴をお願い致します。

■被告弁護団、一度も口頭で反論せず

この裁判法廷では、法廷が開かれると、原告・被告双方の提出準備書面の確認があります。その後、原告弁護団から、毎回30分程度、口頭にて弁論を行ってきました。毎回満席の傍聴席からは、何度も拍手した場面があり、裁判長から静粛を求められました。傍聴席は、「過労死を生むような働き方を許してはならない！」という共通の思いで溢れ、「傍聴者は無言の弁護団」となっています。

法定内は、傍聴席との境に柵があり、被告弁護団の人数は多いが今まで一度も口頭での反論や主張を述べたことがない。その上、提出された準備書面もまだ第5までです。勿論傍聴者は一人もいません。このような状況下であっても、準備書面では原告に対して、「労基法で定められた所定労働

時間に基づき、認定基準に照らしても過重とは言えない。」とか「ライン外作業は基本的に不具合情報の収集・確認・伝達・記録等を内容とする業務であり特に労働密度の濃い職場ではない。」と主張している。

また、ストレスについても準備書面で、被告は「ストレスについて、原告は過大誇張しているにすぎない。」とか内野健一さんの業務の中身についても、ひどいことを記述しています。機会があれば、被告の準備書面を要約したいと思います。

弁護団会議に毎回出席している元トヨタ車体労働者藤山さんは、内野健一さんと同じ内容の仕事の経験があるので現場の実態がよく分かるのです。被告の準備書面を読むと腹立たしさがこみ上げてくる。労基署は、けっして労働者を守る立場ではないことを改めて肝に銘じています。

中日新聞、「ペーパー ナイフ」で内野さんを紹介

内野さん親子は「命を大切に」と「平和」を願って、8月20日、安城文化センターで合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」を元気に歌い上げました。原作者をはじめ参加者から、「声をそろえて歌う子ども達がすてき！」と絶賛。

博子さんは、8歳の長女、6歳の長男と共に、合唱団団員と半年以上練習を積み重ねて頑張りました。三世代で舞台に立てなかったのが残念でしたが、お母さんも天国から健一さんと一緒に、ステージを観てくれたことでしょう。

05.6.19 トヨタ車体労働者3人3女 親. 曲

ライトを灯けり帰ってきた

1. あれも水とやらに似た いつもノマカのしかか
2. あれも水とやらに似た いつもノマカのしかか
3. たいはあめとあかじの(神)屋まろつ-まをのこしていった

やまの、せいはいはよはらひ またくは あとのつくいはん
しじみ、すがた、かひ、ぼびつけ られどなられど
くせいくせいのうち かなしい 想いのふちい

ライトを つけーて かえりた かつ た
なんじも あやまり ストレス た まる
はたらく はかまに つなえて ヤ ニウ

「いま、気が休まるのは」の子たちと歌っているときだけなんです」

そう話していた安城市の内野博子さん(左)の参加した合唱が、地元安城七夕まつりのステージから響いた。細い体から澄んだ歌声。八歳の長女、六歳の長男も同じステージに立った。

内野さんは夫の「過労死」を認めなかった労働基準監督署の処分取り消しを国に求める訴訟を起こしている。夫健一さんは勤務先のトヨタ自動車工場場で四年前に急死した。当時三十歳。遅番終了の

2006.8.23 中日新聞 七夕

定期、午前一時を大幅に過ぎ、間にも相次ぎてくつた。混乱した同四時すぎ、申し送り帳を記入中に、いすから崩れ落ちた。残業は亡くなる半年前から長くなった。直前の一週間は午前七時ごろに帰宅したと

内野さんが健一さんと結婚した日でも七夕だった。平成七年。「7、7、7」のラッキーセブンだったんです。それなのに、「以来、夫の死にも「負けるもんか」とパソコンの仕事と家事を両立して下で、内野さんの表情は柔ら母までが昨秋から半年の

「西三河ぞうれっしゃ合唱団」には今年一月、子どもと生前の母と一緒にかけた児童クラブの会場で偶然誘われた。母が興味をもったのをきっかけに母、自分、子ども

この日の合唱の後、「いい笑顔をしてたね」。知人から声がかかった。七夕飾り

（辻潤智之）

理事から
の
エッセイ 1

みんなの要求、みんなで解決

名古屋水道労働組合 加藤 伸久

今年7月の名水労(名古屋市上水道の職員約2,600名で構成)定期大会で、本部役員を退任した。大会当日恒例の退任あいさつで、14年もの長きにわたって「行き当たりばったりで出たところ勝負」の自分を支えてくださった仲間の皆さんに感謝申しあげると共に、三つのお願いをお話しさせていただいた。

① 組合員は組合員の悪口を言わない

今日のように、国民生活が悪化するにつれて自治体職場では予算や人員不足から、その矛盾が不要な仲間の対立を招きがちです。ただし、健全な対立・討論は必要です。

② 一度きりの人生は健康であってこそ

職場の安全衛生活動では、全国でもトップクラスと自負の我が名水労の職場でも、残念ながら自殺を含む現職死亡が発生していますが、仲間の団結力でゼロを実現しよう。

③ 職場の出来事や仲間の声を本部へ

上下水道リストラや仕事の高度化で職員は大忙し。一方、評価査定の特権はあるが、仕事と人間関係の調整が不得手の管理職は通達執行官。職場の声で、名水労要求を作ろう。

話に調子ができた私は、更に付け加えて「仕事がヒマだからモチベーションが上がらない」「徳山ダムの必要価値は、100年後に判明」などが持論の当局幹部にきちんと物が言えるのが「団結した労働組合」と力説した。また、名水労は市民主義の立場から必要な見直しは自ら着手するが、役所の狭い理屈でなく、「市民サービスと職員の働きがい向上」の立場から労使交渉に臨み、今後とも「長良川河口堰」や「徳山ダム」などの市民運動の中核を担うことを新執行部に要望した。

、今大会当日を振り返ってみるといささか気恥ずかしい気持ちもわいてくるが、私も来年3月からは自治体労働者とおさらばの自由人。今後は身体の続く限り、「一人は万人のために、万人は一人のために」をモットーに「東奔西走を」と決意する今日この頃である。

理事から
の
エッセイ 2

チェロをバージョンアップしました

理事 今枝 正昭

定年退職してから健康センターでボランティアをしています。同じ頃チェロの練習も始めました。毎日の練習を心がけ、ちょっと上手になりました。すると、もう少し良い楽器が欲しくなったのです。かみさんにそっと相談しました。反対はありません。うん、客観的にも腕前は上達しているなど考えて、チェロを探し始めました。運良く手頃なチェロが見つかりました。とは言うものの、年金1年分の値段です。あと何年弾く力が残っているのか考えてしまいました。それにかみさんの承諾も必要です。楽器を弾くには力がある。これは結構な運動量なのです。それに良い音で気分良く練習できれば、ストレスも発散できメンタルヘルス対策にもつながります。それで1年長生きできれば、チェロはタダで手に入れたも同然。こうして見事かみさんの説得に成功し、新しいチェロを手に入れました。

名乗るほどの名器ではありませんが、フランスはオレルアン市ジャン・バプチスタ・アロー製作のチェロです。「健康は目的ではない。目的があるから、健康を望むのだ。」という実感を

「いのちと健康・愛知2006年会誌」発刊!!

- 第1章 いのちと健康をめぐる情勢では、「ILO総会と改訂・労働安全衛生法を活用しての職場でのとりくみ」(佐々木昭三副理事長)、「労働法制改変の動向について」(高木輝雄弁護士)、「若年雇用制度を撤回させたフランス学生の闘い」(名古屋市立大学大学院教授・松村文人先生)と題して執筆していただきました。フィリピン・トヨタ労働者の闘い、労働組合運動を改革するレーバー・ノーツ大会の報告も掲載しています。
- 第2章 職場・地域からの報告では、「南生協病院における作業環境・自覚症状アンケート調査3年間のまとめと課題」、「アスベスト問題に関わる名古屋市職労の取り組みについて」、「『一宮健康センター』設立」など積極的な取り組みが報告されています。
- 第3章 労災認定・裁判の取り組みでは、トヨタでおきた内野過労死、刈谷市職員・倉田康弘さんの公務災害認定を求める運動、ボーダフォン・小出過労自死損害賠償請求裁判、マツヤデンキ・小池過労死事件、中電過労自殺勝利判決等々のたたかひの報告と「心の飛躍 過労死家族の会の運動」が紹介されています。
- 第4章 愛知健康センターの活動では、健康学校講義録から「過労自殺について」(岩井羊一弁護士)、「アスベスト災害と今後の対策」(愛知教育大学教授久永直美先生)を掲載しています。
- 第5章 投稿・短信では、「希求座『あの子の死んだ朝』を観て下さった人々の思い」、「障害者の過労死と関わって 本来、労働は喜びのはず」(舟橋一男氏)などの興味深い投稿が寄せられています。
- 第6章 資料 編では、「中部電力過労自殺事件の勝利判決の意義」(岩井羊一弁護士)など参考となる報告資料を掲載しています。
- 第7章は「特集・団体生命保険裁判の10年と今後の闘い」となっています。

総ページ数 108 1冊1000円です。お買い求め下さい。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
9月15日(金)	ボーダフォン・小出過労自死裁判結審	11:00 名古屋地裁2号法廷
	東京総行動(住軽金・金融庁・生保協会)	8:13名古屋駅発
19日(火)	マツヤデンキ・小池さんの労災認定を支援する会準備会	10:00 労働会館4F電力センター
25日(月)	事務局会議	10:00 センター事務所
27日(水)	デンソー損害賠償・川野裁判	15:00 名古屋地裁1103法廷
29日(金)	石川島播磨人権集会	18:00 勤労会館小ホール
30日(土)	愛知争議団例会	13:30 労働会館本館2階
	労問研学習会	13:30 労働会館本館3階
	東海労働弁護団総会	13:30 栄・マナハウスのホール
10月6日(金)	過労死をなくす集会	18:00 労働会館本館2階
7日(土)	アスベスト健康被害電話相談110番	10:00~16:00 センター事務所
8日(日)	小池労災認定を支援する会結成総会	14:00 労働会館本館2階
11日(水)	ドラッグストア・損害賠償杉山裁判	16:00 名古屋地裁1103法廷
13日(金)	団体生命保険裁判総会	18:30 労働会館本館2階
18日(水)	マツヤデンキ・小池過労死裁判	11:00 名古屋地裁1103法廷
20日(金)	一宮健康センター総会	19:00 高齢者事業団2階
27日(金)	トヨタ自動車・内野過労死裁判	10:00 名古屋地裁1103法廷
11月1日(水)	内野過労死・中央労働保険審査会	東京(午後の予定)
2日(木)	第2回理事会	18:30 労働会館本館2階会議室
10日(金)	全国センター理事会	13:00 東京・全労連会館